

●香川県公安委員会告示第8号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の診断を行う医師を、平成27年12月4日次のとおり指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）第9条の3第2項において準用する同規則第30条の4第3項の規定により告示する。

平成24年香川県公安委員会告示第9号（銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく認知症の診断を行う医師の指定）は、廃止する。

平成27年12月8日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
市川 正浩	医療法人社団光風会 三光病院	高松市牟礼町原883番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
馬場 浩一	医療法人社団玉藻会 馬場病院	高松市郷東町580番地	
前田 譲二	医療法人社団三和会 しおかぜ病院	仲多度郡多度津町堀江4丁目 3番19号	